



平成 30 年 3 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースホールディングス
代表者名 代表取締役社長 廣岡 哲也
(コード番号：3284 東証第1部)
問合せ先 グループ戦略室長 北川 智哉
電話番号 03 - 3287 - 0713

第2回新株予約権の譲渡に関するお知らせ

平成 30 年 1 月 19 日付「一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」において公表しております一部コミットメント型ライツ・オファリングに関し、平成 30 年 3 月 19 日に当社が取得した当社第 2 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の全てを、本日、引受会社であるドイツ証券株式会社に譲渡しましたのでお知らせいたします。

また、当社は、ドイツ証券株式会社より、当社が譲り渡した本新株予約権 1,426,124 個の全てについて平成 30 年 3 月 22 日までに当社に対し行使請求を行う予定である旨の報告を受けております。

かかる行使請求により、本新株予約権の発行総数に対する権利行使割合は 100%となる予定です。

今回の一部コミットメント型ライツ・オファリングにご理解を賜りました株主の皆様及び投資家の皆様には、厚く御礼申し上げます。

記

本新株予約権の譲渡内容について

譲 渡 先	ドイツ証券株式会社（注）
譲 渡 日	平成 30 年 3 月 20 日
譲 渡 個 数	1,426,124 個（注）
譲 渡 金 額	1,426,124 円（本新株予約権 1 個当たり 1 円）

（注）平成 30 年 1 月 19 日に公表した「一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成 30 年 3 月 19 日に当社が取得した本新株予約権の全てを、引受会社であるドイツ証券株式会社に対して、譲渡したものであります。

以 上

ご注意：

この文書（参考書面を含みます。）は、当社の第 2 回新株予約権の譲渡に関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、本書及び平成 30 年 1 月 19 日付提出の有価証券届出書（URL：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主又は投資家の皆様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を構成するものではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933 年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。